

(変更案)

相模原市国民保護計画

| | | |
|-------|----|----|
| 平成19年 | 3月 | 策定 |
| 平成23年 | 6月 | 変更 |
| 平成27年 | 8月 | 変更 |
| 令和4年 | 8月 | 変更 |

相模原市

目 次

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

- 1 市の責務及び相模原市国民保護計画の位置付け 1
- 2 市国民保護計画の構成 2
- 3 市国民保護計画の見直し、変更手続 2

第2章 国民保護措置に関する基本方針

- 1 基本的人権の尊重 3
- 2 国民の権利利益の迅速な救済 3
- 3 国民に対する情報提供 3
- 4 関係機関相互の連携協力の確保 3
- 5 国民の協力 3
- 6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 3
- 7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 3
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 4

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 5

第4章 市の地理的、社会的特徴

- 1 地理的特徴 7
- 2 社会的特徴 8

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

- 1 武力攻撃事態 11
- 2 緊急処理事態 11

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

- 1 市の各局等における平素の主な業務 13
- 2 市職員の参集基準等 15
- 3 消防団の体制 17
- 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 17

第2 関係機関との連携体制の整備

- 1 基本的考え方 19
- 2 県との連携 19
- 3 近接都県・市町村との連携 19
- 4 指定公共機関等との連携 20
- 5 自主防災組織等に対する支援 20

| | | |
|------------|-------------------------------------|-----|
| 第3章 | 通信の確保 | |
| 1 | 非常通信体制の整備 | 2 1 |
| 2 | 非常通信体制の確保 | 2 1 |
| 第4章 | 情報収集・提供等の体制整備 | |
| 1 | 基本的考え方 | 2 2 |
| 2 | 警報等の伝達に必要な準備 | 2 3 |
| 3 | 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 | 2 4 |
| 4 | 被災情報の収集・報告に必要な準備 | 2 5 |
| 第5章 | 研修及び訓練 | |
| 1 | 研修 | 2 6 |
| 2 | 訓練 | 2 6 |
| 第2章 | 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え | |
| 1 | 避難に関する基本的事項 | 2 8 |
| 2 | 避難実施要領のパターンの作成 | 2 8 |
| 3 | 救援に関する基本的事項 | 2 8 |
| 4 | 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 | 2 9 |
| 5 | 避難施設の指定 | 2 9 |
| 6 | 生活関連等施設の把握等 | 3 0 |
| 第3章 | 物資及び資機材の備蓄及び整備 | |
| 1 | 市における備蓄 | 3 2 |
| 2 | 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 | 3 2 |
| 第4章 | 国民保護に関する啓発 | |
| 1 | 国民保護措置に関する啓発 | 3 3 |
| 2 | 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 | 3 3 |
| 第3編 | 武力攻撃事態等への対処 | |
| 第1章 | 初動体制の迅速な確立及び初動措置 | |
| 1 | 事態認定前における市警戒本部等の設置及び初動措置 | 3 4 |
| 2 | 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 | 3 5 |
| 第2章 | 市対策本部の設置等 | |
| 1 | 市対策本部の設置 | 3 6 |
| 2 | 市の国民保護措置における主な業務 | 3 8 |
| 3 | 市現地対策本部の設置 | 4 1 |
| 4 | 現地調整所の設置 | 4 1 |
| 5 | 通信の確保 | 4 4 |
| 第3章 | 関係機関相互の連携 | |
| 1 | 国・県の対策本部との連携 | 4 5 |
| 2 | 県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 | 4 5 |

| | | |
|------------|---------------------------|-----|
| 3 | 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 | 4 5 |
| 4 | 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 | 4 6 |
| 5 | 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 | 4 6 |
| 6 | 市が実施する応援等 | 4 6 |
| 7 | 自主防災組織等に対する支援等 | 4 7 |
| 8 | 住民への協力要請 | 4 7 |
| 第4章 | 警報及び避難の指示等 | |
| 第1 | 警報の伝達等 | |
| 1 | 警報の内容の伝達等 | 4 9 |
| 2 | 警報の内容の伝達方法 | 4 9 |
| 3 | 緊急通報の伝達及び通知 | 5 0 |
| 第2 | 避難住民の誘導等 | |
| 1 | 避難の指示の通知・伝達 | 5 1 |
| 2 | 避難実施要領の策定 | 5 1 |
| 3 | 避難住民の誘導 | 5 2 |
| 第5章 | 救援 | |
| 1 | 救援の実施 | 5 6 |
| 2 | 関係機関との連携 | 5 6 |
| 3 | 救援の内容 | 5 6 |
| 4 | 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 | 5 9 |
| 5 | 救援の際の物資の売渡し要請等 | 5 9 |
| 第6章 | 安否情報の収集・提供 | |
| 1 | 安否情報の収集等 | 6 1 |
| 2 | 県に対する報告 | 6 1 |
| 3 | 安否情報の照会に対する回答 | 6 1 |
| 4 | 日本赤十字社に対する協力 | 6 2 |
| 第7章 | 武力攻撃災害への対処 | |
| 第1 | 武力攻撃災害への対処 | |
| 1 | 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 | 6 3 |
| 2 | 武力攻撃災害の兆候の通報 | 6 3 |
| 第2 | 応急措置等 | |
| 1 | 退避の指示 | 6 4 |
| 2 | 警戒区域の設定 | 6 4 |
| 3 | 応急公用負担等 | 6 5 |
| 4 | 消防に関する措置等 | 6 6 |
| 第3 | 生活関連等施設における災害への対処等 | |
| 1 | 生活関連等施設の安全確保 | 6 8 |
| 2 | 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 | 6 8 |

| | | |
|-------------|-----------------------------|----|
| 第4章 | NBCR攻撃による災害への対処 | |
| 1 | 応急措置の実施 | 70 |
| 2 | 国の方針に基づく措置の実施 | 70 |
| 3 | 関係機関との連携 | 70 |
| 4 | 汚染原因に応じた対応 | 70 |
| 5 | 汚染拡大防止の措置 | 71 |
| 6 | 要員の安全の確保 | 72 |
| 第8章 | 被災情報の収集及び報告 | 73 |
| 第9章 | 保健衛生の確保その他の措置 | |
| 1 | 保健衛生の確保 | 74 |
| 2 | 廃棄物の処理 | 74 |
| 第10章 | 国民生活の安定に関する措置 | |
| 1 | 生活関連物資等の価格安定 | 76 |
| 2 | 避難住民等の生活安定等 | 76 |
| 3 | 生活基盤等の確保 | 76 |
| 第11章 | 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 | |
| 1 | 赤十字標章等及び特殊標章等の意義 | 78 |
| 2 | 国民保護法で規定されている赤十字標章等及び特殊標章等 | 78 |
| 3 | 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 | 79 |
| 4 | 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発 | 80 |
| | | |
| 第4編 | 復旧等 | |
| 第1章 | 応急の復旧 | |
| 1 | 基本的考え方 | 82 |
| 2 | 公共的施設の応急の復旧 | 82 |
| 第2章 | 武力攻撃災害の復旧 | |
| 1 | 国における所要の法制の整備等 | 83 |
| 2 | 市が管理する施設及び設備の復旧 | 83 |
| 第3章 | 国民保護措置に要した費用の支弁等 | |
| 1 | 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 | 84 |
| 2 | 損失補償、実費弁償及び損害補償 | 84 |
| 3 | 総合調整及び指示に係る損失の補てん | 84 |
| | | |
| 第5編 | 緊急対処事態への対処 | |
| 1 | 緊急対処事態 | 85 |
| 2 | 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 | 85 |
| | | |
| 用語集 | | 86 |

第 1 編 総論

第 1 章 市の責務、計画の位置付け、構成等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市長及びその他の執行機関の責務を明らかにするとともに、本市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び相模原市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務

市長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び神奈川県国民保護計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

市長は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

ア 本市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

イ 本市が実施する国民保護法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する国民保護措置に関する事項

ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体やその他の関係機関との連携に関する事項

カ 本市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

また、本市が指定都市であることから、国民保護法第 184 条第 1 項に掲げる事項についても、県国民保護計画に準じて、市国民保護計画に定める。

キ 救援の実施、指示に関する事項(国民保護法第 76 条及び第 79 条第 2 項)

ク 避難施設の指定等に関する事項(国民保護法第 148 条及び第 149 条)

ケ 赤十字標章等の交付等に関する事項(国民保護法第 157 条第 2 項)

コ 医療関係者に対する実費弁償及び損害補償に関する事項(国民保護法第 159 条第

2 項及び第 1 6 0 条第 2 項)

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

なお、国民保護措置の実施等に資する資料等を別冊として編集する。別冊に掲載する資料等は、随時、情報を更新する。

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置についての検証に基づき必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、適宜見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、相模原市国民保護協議会(以下「市国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 3 9 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、神奈川県知事(以下「知事」という。)に協議し、相模原市議会(以下「議会」という。)に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 1 6 年政令第 2 7 5 号。以下「国民保護法施行令」という。)第 5 条で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市長は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市長は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市長は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市長は、国、神奈川県(以下「県」という。)、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市長は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市長は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化並びにボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市長は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市長は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市長は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市長は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

図 国民保護に関する措置の仕組み

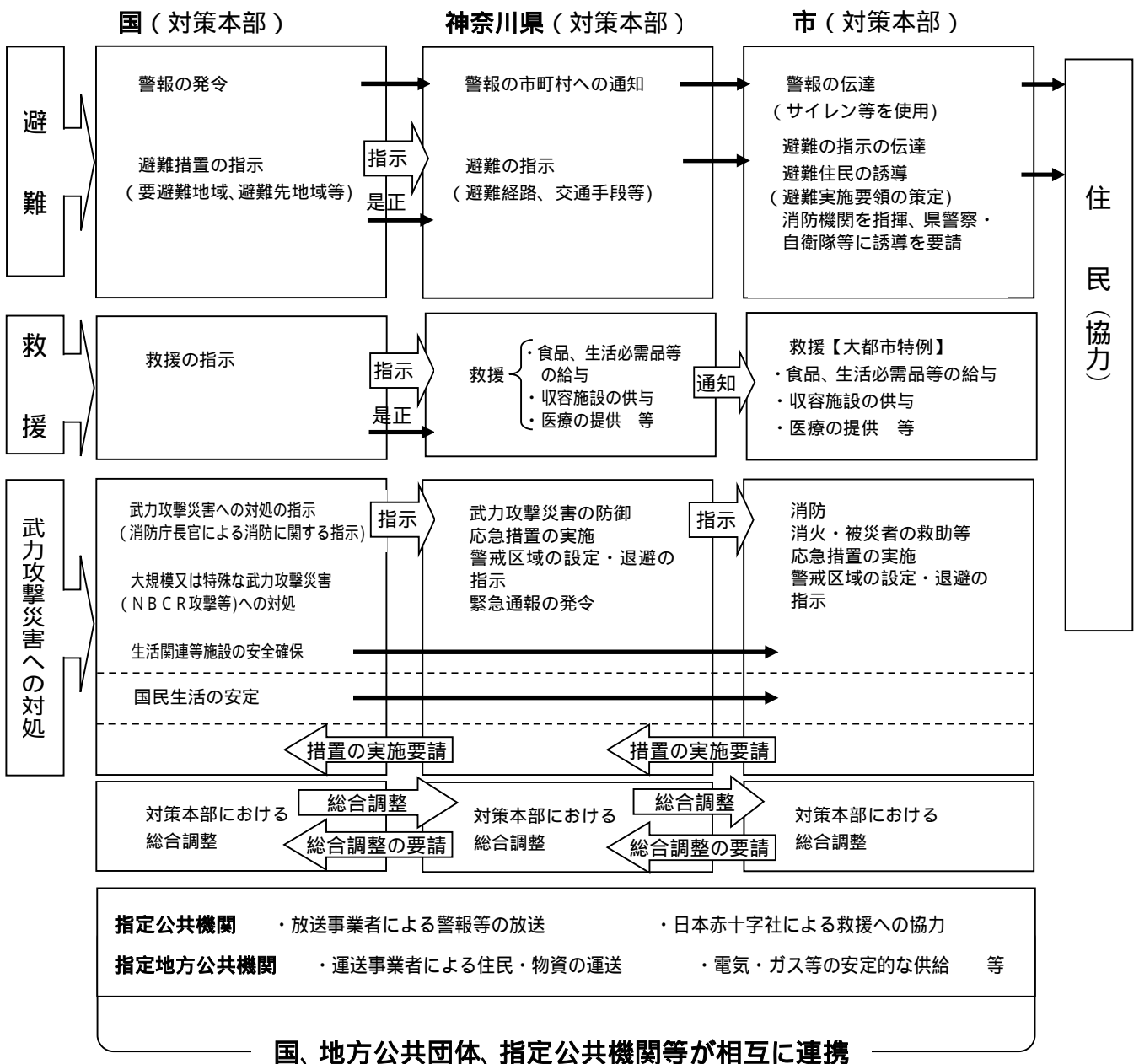


表 国民保護に係る市の事務

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| 1．総論・平素の備え | 市国民保護計画の作成 市国民保護協議会の設置及び運営 組織の整備、訓練 |
| 2．武力攻撃・緊急事態への対処 | 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置及び運営 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 国民生活の安定に関する措置の実施 |
| 3．復旧等 | 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

第4章 市の地理的、社会的特徴

市長は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、次のとおり国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき本市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的特徴

(1) 地形

本市は神奈川県北西部、東京都心からおおむね30～60kmに位置しており、北部は東京都、西部は山梨県と接している。

東部にあたる旧相模原市の区域は、相模川に沿った3つのなだらかな階段状の河岸段丘からなり、これらの段丘の間には斜面緑地が連なって、市街地の貴重な緑地としてみどりの骨格を形成しており、相模原台地の上段では、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として密度の高い土地利用が進んでいる。

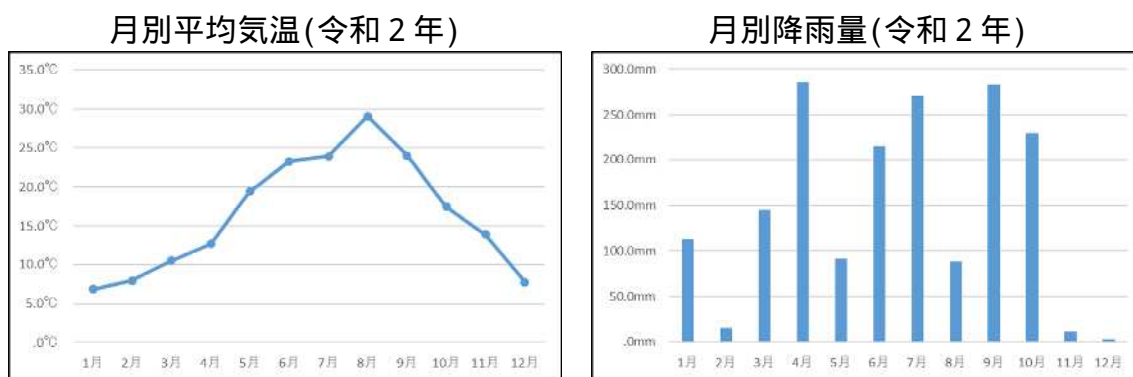
西部にあたる津久井地域は、県民の水がめである相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖を抱えており、その周囲や相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されている。また、東京都、山梨県と接する地域である北西部は比較的急峻な山々が連なり、南西部は丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯が、標高1,500mを超える山々となって貴重な自然環境を形成している。

(2) 気候

市内の気候は、寒暖の差があまり小さくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。

令和2年中の気候(市消防局観測値)は、最高気温37.7、最低気温-2.6で、平均気温16.4、降水量1,751.0mmである。

図 月別平均気温、降雨量



2 社会的特徴

(1) 人口分布

本市は東部に市民の多くが住み、人口密度が高いが、西部の山間地域に行くにつれ、人口密度が段階的に低くなっている。

表 人口、世帯数、人口密度

令和4年1月1日現在

| 区・地区名 | 世帯数 | 人口 | | | 人口密度 (人/k㎡) |
|---------|---------|---------|---------|---------|----------------|
| | | 総数 | 男 | 女 | |
| 全体 | 336,968 | 725,834 | 361,509 | 364,325 | 2,207 |
| 緑区 | 75,697 | 169,393 | 85,020 | 84,373 | 667 |
| 橋本地区 | 35,925 | 73,878 | 37,220 | 36,658 | 9,533 |
| 大沢地区 | 13,337 | 33,012 | 16,491 | 16,521 | 4,332 |
| 城山地区 | 9,743 | 23,231 | 11,566 | 11,665 | 1,167 |
| 津久井地区 | 10,131 | 23,465 | 11,794 | 11,671 | 192 |
| 相模湖地区 | 3,322 | 7,472 | 3,799 | 3,673 | 236 |
| 藤野地区 | 3,239 | 8,335 | 4,150 | 4,185 | 128 |
| 中央区 | 126,457 | 273,846 | 136,767 | 137,079 | 7,427 |
| 小山など6地区 | 70,146 | 147,585 | 73,643 | 73,942 | 9,503 |
| 大野北地区 | 30,453 | 63,331 | 31,547 | 31,784 | 9,819 |
| 田名地区 | 11,995 | 29,957 | 15,045 | 14,912 | 3,095 |
| 上溝地区 | 13,863 | 32,973 | 16,532 | 16,441 | 6,329 |
| 南区 | 134,814 | 282,595 | 139,722 | 142,873 | 7,415 |
| 大野中地区 | 27,952 | 63,184 | 31,215 | 31,969 | 7,878 |
| 大野南地区 | 40,062 | 81,103 | 40,043 | 41,060 | 14,773 |
| 麻溝地区 | 7,302 | 18,638 | 9,384 | 9,254 | 2,278 |
| 新磯地区 | 5,381 | 13,241 | 6,678 | 6,563 | 2,196 |
| 相模台地区 | 22,518 | 44,886 | 22,197 | 22,689 | 7,875 |
| 相武台地区 | 10,023 | 19,310 | 9,492 | 9,818 | 11,227 |
| 東林地区 | 21,576 | 42,233 | 20,713 | 21,520 | 14,220 |

(注1) 市統計書(令和3年度版)による。

(注2) 中央区の小山など6地区とは、小山、清新、横山、中央、星が丘、光が丘の6地区である。

(3) 米軍基地

市内には、日米安全保障条約とそれに基づく日米地位協定により、キャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区の3つの米軍基地が所在しており、その面積の合計は428.6haである。

(4) ダム

市内には、主要なダムとして、相模ダム(相模湖)、城山ダム(津久井湖)がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 着上陸侵攻

船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

突発的に被害が発生することが考えられる。

被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。

NBCR兵器が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。

弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知するのは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。

都市部の主要な施設やライフライン(電気・ガス等の生活生命線)のインフラ(社会基盤)施設が目標となることも想定される。

2 緊急処理事態

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃
- ・ ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・ 炭疽菌^{たんそ}等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・ 水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・ 弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり各局等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各局等における平素の主な業務

市の各局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その業務を行う。
なお、各局等の平素における主な業務については、次のとおり定める。

表 平素の主な業務

| 各局等 | 部 | 平素の主な業務 |
|-------|---|---|
| 市長公室 | | <ul style="list-style-type: none">・ 在日米軍との連絡調整に関すること。・ 情報収集、提供等の体制整備に関すること。・ 非常通信体制の整備・確保に関すること。 |
| 総務局 | | <ul style="list-style-type: none">・ 職員の配置、サービスに関すること。 |
| 財政局 | | <ul style="list-style-type: none">・ 住家等の被災情報の収集・報告に必要な準備に関すること。 |
| 危機管理局 | | <ul style="list-style-type: none">・ 市国民保護計画に関すること。・ 国民保護措置に関する普及啓発に関すること。・ 市国民保護協議会に関すること。・ 県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、自衛隊等との連絡体制の整備に関すること。・ 職員の配備・動員基準の整備に関すること。・ 物資・資機材(他局区役所に属さないもの)の備蓄に関すること。・ 非常通信体制の整備・確保に関すること。・ 警報などの伝達に必要な準備に関すること。・ 避難に関する基礎的資料の収集に関すること。・ 避難実施要領のパターン作成に関すること。・ 避難施設の指定に関すること。・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。・ 研修及び訓練に関すること。・ ヘリコプター臨時着陸場の指定に関すること。 |

| 各局等 | 部 | 平素の主な業務 |
|---|----------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊標章等の管理に関すること。 ・自主防災組織等に対する支援に関すること。 |
| 市民局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・県警察本部等との連絡調整に関すること。 |
| 健康福祉局 | 地域包括ケア推進部 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援に関すること。 |
| | 生活福祉部 保健衛生部 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者への配慮に関すること。 ・医療機関との連携に関すること。 ・日本赤十字社神奈川県支部との連絡調整に関すること。 ・赤十字標章等の管理に関すること。 ・毒物、劇物の災害予防に関すること。 ・生活関連等施設(厚生労働省)の安全確保に関すること。 ・衛生検査体制の整備に関すること。 |
| 環境経済局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理体制の整備に関すること。 |
| 都市建設局 | まちづくり推進部 | <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者の輸送力、輸送施設の把握等に関すること。 |
| | 土木部 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の確保に係る総括に関すること。 ・交通規制に係る関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 緑区役所 中央区役所 南区役所 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織等の育成や支援に関すること。 ・安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備に関すること。 ・研修及び訓練に関すること。 |
| 議会局 市選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 農業委員会事務局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員等との連絡調整に関すること。 |
| 教育局 | 学校教育部 | <ul style="list-style-type: none"> ・市立小中学校等との連携に関すること。 ・市立小中学校等における教育に関すること。 |
| 消防局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動体制の整備に関すること。 ・関係機関との連携体制の整備に関すること。 ・非常通信体制の整備及び確保に関すること。 ・消防活動に必要な物資及び資材の備蓄及び整備に関すること。 |

| 各局等 | 部 | 平素の主な業務 |
|--------------|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連等施設の安全確保に関すること。 ・特殊標章等の管理に関すること。 |
| 各局、区役所 共通 | | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者からの協力の確保に関すること。 ・マニュアル等(災害時の対応)の作成及び訓練の実施に関すること。 |

各局等の平素の主な業務において、市国民保護計画等で定めをするもののほか、各局等は、関係機関との連絡体制の整備及び協定等を行い、平素からの備えを整えるものとする。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備 《危機管理局》

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、国民保護措置を実施するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立 《危機管理局・消防局》

市長は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、危機管理局及び消防局における24時間体制の状況を踏まえ、速やかに市長及び防災主管課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制、職員の配備体制等 《危機管理局》

市長は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、職員の配備体制を整えるとともに、その参集対象を定める。

事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受けた場合や、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案が発生した場合には、被害の程度等に応じて、危機監視体制又は危機警戒本部体制を確立し、初動措置を講ずる。

政府において事態認定が行われ、市に対し、国民保護対策本部を設置すべき通知が行われた場合は、直ちに国民保護対策本部を設置する。

また、事態認定が行われたが、市に対して市対策本部を設置すべき通知がない場合は、国民保護初動体制又は国民保護警戒本部体制を確立し、国民保護法等に基づく措置を講ずる。

ア 国民保護初動体制

国の事態認定が行われた可能性があると考えられる場合において、情報収集等の初動対応を行う必要があるときは、直ちに初動体制を確立するとともに、上位の体制への移行を考慮した職員の連絡体制の確保、状況の収集伝達などを行う。

イ 国民保護警戒本部体制

国の事態認定が行われた可能性があると考えられる場合において、全庁による対応を行う必要があると考えられるときは、直ちに国民保護警戒本部体制を確立するとともに、武力攻撃事態等の規模、避難・受入れの要否などに応じて、各局等の事務分掌に応じた必要な活動を実施する。

ウ 国民保護対策本部体制

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置するとともに、市国民保護計画に基づき、国民保護措置を行う。

なお、事務に従事する職員のサービスの基準については、別に定める。

表 職員配備体制

| 体制 | 参集対象 |
|--|--|
| 国民保護初動体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・副危機管理監 ・警防部長 ・防災主管課職員 他 (市地域防災計画の特殊災害対策計画編における特殊災害初動体制配備と同程度) |
| 国民保護警戒本部体制 | 【全庁的な対応であり、全ての職員が本庁又は出先機関等に参集】 <ul style="list-style-type: none"> ・本部長(市長) ・全職員 (市地域防災計画の特殊災害対策計画編における特殊災害対策本部体制配備と同程度) |
| 国民保護対策本部体制 (国から市国民保護対策本部を設置すべき旨の通知を受けた場合) | |

表 事態の状況に応じた初動体制の確立

| 事態の状況 | 体制の判断基準 | 体制 |
|-------|--|------------------------|
| 事態認定前 | 全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | 危機監視体制 又は 特殊災害初動体制 |
| | 全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合 | 危機警戒本部体制 又は 特殊災害警戒本部体制 |
| 事態認定後 | 市国民保護対策本部設置の 全庁的な対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 | 国民保護初動体制 |

| | | | |
|--|----------------------|-------------------------|------------|
| | 通知がない場合 | 全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合 | 国民保護警戒本部体制 |
| | 市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合 | | 国民保護対策本部体制 |

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 《危機管理局》
市の幹部職員及び防災主管課職員は、常時、参集時の連絡手段として携帯電話の携行など電話・メールによる連絡手段の確保に努める。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 《危機管理局》
市の幹部職員等が交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた対応手段を確保する。
なお、本部長の職務代理については、市災害対策本部の定めに準ずる。

3 消防団の体制 《消防局》
市長は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、必要な施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を図る。

また、市長は、県と共同するなどして、消防団に対する国民保護措置についての研修や国民保護措置についての訓練に消防団を参加させることについて配慮するとともに、市の参集基準等を参考に消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等 《関係各局室・区役所》

(1) 国民の権利利益の迅速な救済
市長は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するなど、体制の整備に努める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

| 項目 | 項目内容 |
|------------------------------|--|
| 損失補償 (国民保護法第159条 第1項) | 特定物資の収用に関する事(国民保護法第81条第2項)。 |
| | 特定物資の保管命令に関する事(国民保護法第81条第3項)。 |
| | 土地等の使用に関する事(国民保護法第82条)。 |
| | 応急公用負担に関する事(国民保護法第113条第1項及び 第5項)。 |
| 実費弁償 (国民保護法第159条 第2項) | 医療の実施の要請等に関する事(国民保護法第85条第1項及 び第2項)。 |
| 損害補償(国民保護法第 160条) | 国民への協力要請によるもの(国民保護法第70条第1項及び 第3項、第80条第1項、第115条第1項並びに第123条 第1項) |
| | 医療の実施の要請等によるもの(国民保護法第85条第1項及 び第2項) |
| 不服申立てに関する事(国民保護法第6条及び第175条)。 | |
| 訴訟に関する事(国民保護法第6条及び第175条)。 | |

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市長は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市長は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市長は、国民保護措置を実施するに当たっては、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり関係機関との連携体制整備の在り方について定める。

- 1 基本的考え方 《危機管理局》
 - (1) 防災のための連携体制の活用
市長は、国民保護措置が効果的かつ迅速に実施できるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。
 - (2) 関係機関の計画との整合性の確保
市長は、国、県、近接の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。
 - (3) 関係機関相互の意思疎通
市長は、国民保護措置の円滑な実施に資することを目的に関係機関による意見交換の場を設けること等、関係機関相互の意思疎通が図られるよう努めるものとする。

- 2 県との連携
 - (1) 県の連絡先の把握等 《危機管理局》
市長は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう県と必要な連携を図る。
 - (2) 県との情報共有 《危機管理局・都市建設局・関係各局・区役所》
市長は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。
 - (3) 市国民保護計画の県との協議 《危機管理局》
市長は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。
 - (4) 県警察との連携 《都市建設局》
市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

- 3 近接都県・市町村との連携
 - (1) 近接市町村との連携 《危機管理局・消防局・関係各局室・区役所》
市長は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する情報を把握するとともに、県が実施する近接市町村相互の国民保護措置についての意見交換に参画することや防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこ

となどにより、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 九都県市による連携

《危機管理局》

首都圏を構成する九都県市は、行政区域を越えて、一つの生活圈、経済圏を形成していることから、九都県市により広域的な災害に対応するため、相互の連携・協力体制の整備を図る。

(3) 消防機関の連携体制の整備

《消防局》

市長は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBCR対応可能部隊数やNBCR対応資機材の保有状況を把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

《危機管理局・関係各局室・区役所》

市長は、市域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

《健康福祉局》

市長は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう災害医療拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

《環境経済局・関係各局・区役所》

市長は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備に努める。

また、市長は、市域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

《危機管理局・区役所・消防局》

市長は、自主防災組織に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織、消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救出、救援等のための施設及び設備の充実に努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

《健康福祉局》

市長は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会を通じてボランティア関係団体等との連携を図り、国民保護措置の実施においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

第3 通信の確保

市長は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり非常通信体制の整備等について定める。

- 1 非常通信体制の整備 《市長公室・危機管理局・消防局・関係各局・区役所》
市長は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備及び重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ることなどを目的とする関東地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。
また、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するため、庁内相互及び県その他関係機関との通信体制を整備する。通信手段としては、市の所有する無線通信網(デジタル地域防災無線、消防救急無線)に加え、一般加入電話及び携帯電話の災害時優先電話、M C A無線、簡易無線、インターネット、衛星電話のほか、中央防災無線網災害情報共有通信設備、県防災行政通信網等の多様な通信手段を活用する。

- 2 非常通信体制の確保 《市長公室・危機管理局・消防局・関係各局・区役所》
市長は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供が確実に行えるよう、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。
また、前項目に掲げる通信手段が使用できないことを想定し、市非常通信対応マニュアルに基づき、非常ルートによる通信を確保する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市長は、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方 《市長公室・危機管理局・市民局・健康福祉局・区役所・消防局》

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市長は、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net:エムネット)、全国瞬時警報システム(J-ALERT:ジェイアラート)等を活用して収集した国民保護措置の実施状況等を関係機関及び住民に対して、情報の提供等を適時、適切に実施するための体制を整備するように努める。

また、市長は、高齢者、障害者、外国人等への情報の伝達に際し、援護を要する者に情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

市長は、体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次に掲げる事項に十分留意し、その運営・管理、整備等に努める。

(3) 情報の共有

市長は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

表 非常通信体制確保に当たっての留意点

| 非常通信体制確保に当たっての留意点 | |
|-------------------|--|
| 施設・設備面 | 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 |
| | 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化などの障害発生時における情報収集体制の整備に努める。 |
| | 県と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 |
| | 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に点検する。 |
| 運用面 | 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備に努める。 |
| | 無線通信系の通信輻輳 ^{ぶくそう} 時の混信等の対策に十分留意し、非常時における運用を検討するとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての調整に努める。 |
| | 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 |
| | 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 |
| | 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政用同報無線、防災メール、SNS(ソーシャルネットワークングサービス)、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。 |

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

《危機管理局・市民局・健康福祉局》

市長は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の周知に努める。この場合において、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

《危機管理局》

市長は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系及び移動系の防災行政無線の整備に努める。

- (3) 県警察との連携 《市民局》
市長は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。
- (4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知 《危機管理局》
国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」(平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知))については、訓練等の様々な機会を活用して住民への周知に努める。
- (5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備 《関係各局・区役所》
市長は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市域内に所在する施設について、県との役割分担も考慮して定める。
- (6) 民間事業者からの協力の確保 《関係各局・区役所》
市長は、民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、県と連携して各種の取組を推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

- (1) 安否情報収集のための体制整備 《危機管理局・市民局・健康福祉局・区役所》
ア 市長は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、安否情報収集体制の整備に努める。
イ 市長は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の担当部局等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行うように努める。
また、県の安否情報収集体制との情報共有体制を確保するように努める。

表 安否情報の収集等における関係各局等の役割分担

| 局名等 | 役割分担 |
|-------|------------------------------|
| 危機管理局 | 各局等から収集した安否情報の取りまとめ、整理、県への報告 |
| 市民局 | 県警察における安否情報の収集・整理・報告 |
| 健康福祉局 | 医療機関、遺体安置所等における安否情報の収集・整理・報告 |
| 区役所 | 避難所及び避難誘導時における安否情報の収集・整理・報告 |
| 消防局 | 救出救助、避難誘導や消防団から得られる情報の収集 |

- (2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 《健康福祉局・環境経済局・教育局》
市長は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、各学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ

め把握するように努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

《危機管理局・市民局・健康福祉局・区役所・消防局》

市長は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時、適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当部局等を定めるとともに、必要な体制の整備に努める。

(2) 担当者の育成

《危機管理局》

市長は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を実施するように努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修及び訓練を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、関係機関との連携を図る。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

《総務局・危機管理局・消防局》

市長は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所や県の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保するように努める。

(2) 職員等の研修機会の確保

《危機管理局・消防局》

市長は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行うように努める。

また、九都県市が行う国民保護関係職員研修会及び講演会並びに各都県市が行う講演会等の参加に努める。

あわせて、県と連携し、消防団員及び自主防災組織に対して国民保護措置に関する研修等を行うように努めるとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行うように努める。

【内閣官房国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

《危機管理局・消防局》

職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用するように努める。

2 訓練

《関係各局・区役所》

(1) 市における訓練の実施

市長は、近隣市町村、県、九都県市、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、関係機関との連携に努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施するように努める。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に掲げる訓練を実施するように努める。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓

練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 市長は、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 市長は、訓練の実施に当たっては、消防機関、県警察、自衛隊等との連携を図り、NBCR攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、資機材や様々な情報伝達手段の活用を想定した実践的なものとするよう努める。

なお、訓練は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。

ウ 市長は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

エ 市長は、自治会、自主防災組織と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼び掛け、訓練の普及啓発に資するよう努めるとともに、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市長は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促進する。

カ 市長は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

- 1 避難に関する基本的事項 《関係各局・区役所》
 - (1) 基礎的資料の収集
市長は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、避難施設や関係機関等の必要な基礎的資料を準備する。
 - (2) 隣接する市町村(県外を含む。)及び九都県市との連携の確保
市長は、市域を越える避難を行う場合に備えて、県が実施する意見交換の機会を活用するなどして、隣接する市町村及び九都県市による連携を確保する。
 - (3) 高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者への配慮
市長は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難について、相模原市地域防災計画(昭和39年策定)の災害時要援護者支援の対策を準用し、避難対策を講ずる。
 - (4) 民間事業者からの協力の確保
市長は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築するように努める。
 - (5) 学校や事業所との連携
市長は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校や事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応の確認に努める。
- 2 避難実施要領のパターンの作成 《危機管理局》

市長は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル(要領)を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、武力攻撃事態等において、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達することができるよう、あらかじめ伝達方法等を定める。
- 3 救援に関する基本的事項
 - (1) 基礎的資料の準備 《危機管理局・市民局・健康福祉局・区役所》

市長は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内的の収容施設、関係医療機関及び備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備し、随時、更新を行う。

ア 物資

- ・備蓄場所、備蓄物資等

イ 医療の提供

- ・災害医療拠点病院、感染症指定医療機関及び緊急被ばく医療機関
- ・医療器具、医薬品等の備蓄

ウ 埋葬及び火葬

- ・火葬施設
- ・埋葬施設

(2) 県との調整 《関係各局・区役所》

市長は、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

(3) 医療関係団体等との調整 《健康福祉局》

市長は、救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等とあらかじめ調整する。この場合において、国及び県や医療関係団体等の協力を得て、NBCR攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 電気通信事業者との調整 《市長公室》

市長は、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時的設置について、指定公共機関である電気通信事業者とあらかじめ調整を行う。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市長は、県と連携して、避難住民や緊急物資の運送を実施する運送事業者の輸送力の把握や、輸送施設に関する情報の把握等に努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

《環境経済局・都市建設局》

市長は、県が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等 《危機管理局・環境経済局・都市建設局》

市長は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方 《危機管理局》

市長は、市域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等、地域の実情を踏まえ、国、県等の関係機関と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

また、避難施設の指定に当たっては、ミサイル攻撃等を受けた際に爆風等からの直接の被害を軽減するためには堅ろうな建築物等への一時的な避難が有効であることから、重要な避難施設として優先的な確保に努める。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項 《危機管理局》

ア 一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下道等の

地下施設を指定するよう配慮する。

イ 避難住民を当面収容する施設として、学校、体育館等の施設を指定するほか、炊き出し、応急仮設住宅等の建設用地及び救援の実施場所並びに救援の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう留意して指定を行うとともに、できるだけ多くの施設を確保するよう配慮する。

エ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。

オ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

カ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続 《危機管理局》

市長は、避難施設を指定する場合には、あらかじめ施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の指定の報告 《危機管理局》

市長は、避難施設を指定したとき及び指定を解除したときには、県に報告する。

(5) 避難施設の状況の把握 《危機管理局》

市長は、武力攻撃事態等において避難施設を円滑に使用することができ、また、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握するなど避難施設の状況を把握するよう努める。

(6) 市民等に対する情報提供 《危機管理局・区役所・消防局》

市長は、市民等に対して、県、県警察、消防機関等と連携し、避難施設の場所や連絡先等、市民等が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(7) 大規模集客施設への協力要請 《関係各局・区役所》

市長は、県と連携し、武力攻撃事態等において安全が確保されるまでの間、大規模集客施設に対し、当該施設の利用客及び付近の歩行者が一時的にとどまることができるよう協力を要請する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等 《危機管理局・関係各局・区役所》

市長は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市長は「生活関連等施設の安全確保の留意点(平成27年4月内閣官房作成)」に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

表 生活関連等施設の種類

| 国民保護法施行令 | | 施設の種類 |
|----------|------|--|
| 第27条 | 第1号 | 発電所、変電所 |
| | 第2号 | ガス工作物 |
| | 第3号 | 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 |
| | 第4号 | 鉄道施設、軌道施設 |
| | 第5号 | 電気通信事業用交換設備 |
| | 第6号 | 放送用無線設備 |
| | 第7号 | 水域施設、係留施設 |
| | 第8号 | 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設 |
| | 第9号 | ダム |
| | 第10号 | 国民保護法施行令第28条の危険物質等の取扱所 |
| 第28条 | 第1号 | 危険物 |
| | 第2号 | 毒物・劇物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)) |
| | 第3号 | 火薬類 |
| | 第4号 | 高圧ガス |
| | 第5号 | 核燃料物質(汚染物質を含む。) |
| | 第6号 | 核原料物質 |
| | 第7号 | 放射性同位元素(汚染物質を含む。) |
| | 第8号 | 毒薬・劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)) |
| | 第9号 | 事業用電気工作物内の高圧ガス |
| | 第10号 | 生物剤、毒素 |
| | 第11号 | 毒性物質 |

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

《財政局・関係各局・区役所》

市長は、その管理に係る公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資機材の備蓄及び整備

市における国民保護措置の実施に必要な物資及び資機材の備蓄及び整備について、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係 《危機管理局・消防局・関係各局・区役所》

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、従来の防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材について、備蓄し、又は調達する体制を整備する。

(2) 県及び事業者等との連携 《環境経済局・関係各局・区役所》

市長は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資機材の備蓄・整備について、県と密接な連携をしつつ対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検 《財政局・都市建設局・関係各局・区役所》

市長は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、自ら管理する上下水道施設等の施設及び設備について、整備及び点検を行う。

(2) 復旧のための各種資料等の整備 《財政局》

市長は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図りバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、市長は、国、県と連携し、様々な媒体を活用した国民保護に関する啓発に努める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

《危機管理局》

市長は、国や県との連携及び九都県市による連携により、住民に対し、広報紙、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

《危機管理局・消防局》

市長は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性を生かしながら市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

《教育局》

市教育委員会は、市立小中学校等において、日頃から安全教育や自他の生命を尊重する教育を推進する。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

《危機管理局・健康福祉局・消防局》

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等、住民がとるべき行動について、国、県が作成する各種啓発資料等を活用して住民への周知に努めるとともに、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J - A L E R T : ジェイアラート)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

また、市長は、日本赤十字社神奈川県支部、県、消防などと共に、傷病者の応急手当の技術等について普及に努めるとともに、災害時要援護者の保護や国際人道法の的確な実施の確保についても留意するよう市民に対して周知に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されるなどの具体的な被害が発生した場合には、当初その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられることから、市長は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となる。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における市警戒本部等の設置及び初動措置

(1) 市警戒本部等の設置

《危機管理局》

ア 市長は、事態認定につながる可能性があると考えられる事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、市警戒本部を設置する。

イ 市警戒本部は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市警戒本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

(2) 初動措置の確保

《危機管理局・消防局》

市長は、市警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の県警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合には、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

《危機管理局》

市長は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

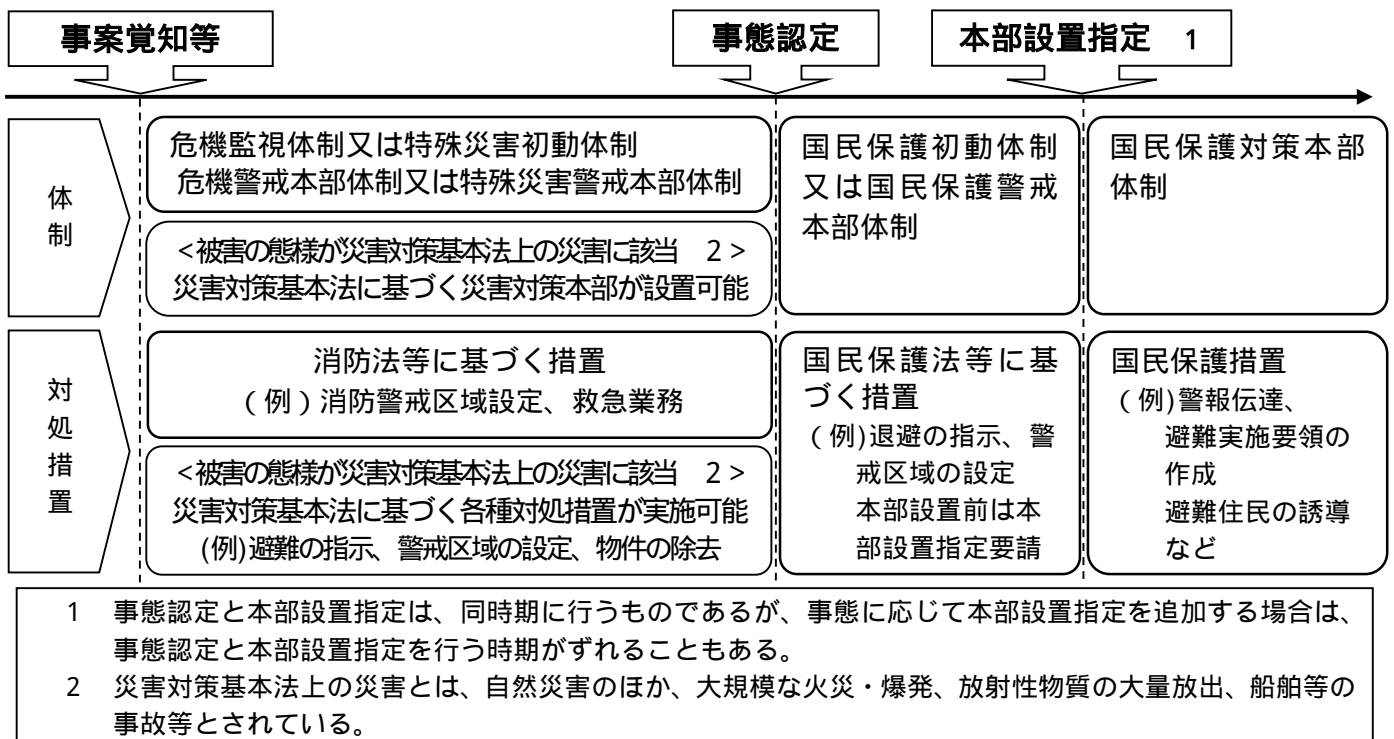
《危機管理局》

市警戒本部を設置した後に国において事態認定が行われ、市に対し、対策本部を

設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、市長は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市警戒本部を廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

図 災害対策基本法に基づく措置から国民保護法に基づく措置への移行



2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

《危機管理局》

市長は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護初動体制を立ち上げ、又は市警戒本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、設置する場合の手順や組織、機能等について、次のとおり定める。

なお、各局等の国民保護措置における主な業務については、本計画に定めるもののほか、市地域防災計画の特殊災害対策計画に準ずる。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順 《総務局・危機管理局》

市対策本部を設置する場合については、次に掲げる手順により行う。

ア 対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び知事を通じて対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

市長は、指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する。

事前に市警戒本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

ウ 市対策本部員及び職員の参集

市対策本部は、本部員、職員に対し、職員参集システム等の連絡手段を活用し、本庁又は出先機関等に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部は、消防指令センター災害対策室に開設する。

市長は、市対策本部を設置したときは、議会にその旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市長は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市長は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、市対策本部を予備施設に設置する。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、県と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 対策本部を設置すべき市の指定の要請等 《危機管理局》

市長は、市が対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を通じて内閣総理大臣に対し対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部における広報等 《市長公室》

市長は、武力攻撃事態等において、情報の錯そう等による混乱を防ぐために、住民に適時、適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を設置する。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(4) 市対策本部長の権限

《危機管理局》

市長は、市対策本部長として市内における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な措置を講ずるよう求める。

(5) 市対策本部の廃止

《危機管理局》

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(総務省消防庁)及び知事を通じて市対策本部の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 市の国民保護措置における主な業務

市の各局等の国民保護措置における主な業務は、次に掲げるとおりとする。

表 国民保護措置における主な業務

| 各局等 | 部 | 国民保護措置における主な業務 |
|-------|---|---|
| 市長公室 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長・副本部長の秘書に関すること。 ・ 在日米軍との連絡調整に関すること。 ・ 生活再建、地域経済の復興支援に関する総合調整に関すること。 ・ 情報通信手段の機能確保に関すること。 ・ ライフライン被害(情報、通信)の情報収集に関すること。 ・ 市対策本部における広報等に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。 |
| 総務局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対処に当たる職員の安全の確保に関すること。 ・ 交代要員などの確保に関すること。 ・ 職員の安否確認に関すること。 ・ 派遣職員の調整に関すること。 |
| 財政局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣に要する資機材、食材、車両等の調達に関すること。 ・ 車両・燃料の確保及び配車に関すること。 ・ 緊急通行車両の確認手続に関すること。 ・ 国民保護措置に要した費用の支弁に関すること。 ・ 電力、ガス供給機関等との連絡調整に関すること。 ・ 応急仮設住宅の建設に関すること。 ・ 住宅の応急修理に関すること。 ・ 災害対策用地の確保及び利用計画の調整に関すること。 ・ 家屋等の被災情報の収集・報告に関すること。 ・ 市税の減免等に関すること。 |
| 会計課 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急の支払に関すること。 |
| 危機管理局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の保護に関する総合調整に関すること。 ・ 初動体制に関すること。 ・ 市対策本部の設置・運営に関すること。 ・ 現地調整所等の設置・運営に関すること。 ・ 警戒区域の設定に関すること。 ・ 対処に当たる職員の安全の確保に関すること。 ・ 交代要員などの確保に関すること。 ・ 職員参集、被災自治体への被害情報の収集に関すること。 |

| 各局等 | 部 | 国民保護措置における主な業務 |
|-------|-----------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・危機情報等の収集、分析、提供に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・関係機関への措置要請に関すること。 ・警報の内容の伝達・通知に関すること。 ・退避の指示、伝達に関すること。 ・広域応援等の要請に関すること。 ・被災者の運送等の要請に関すること。 ・安否情報の収集及び県への報告に関すること。 ・特殊標章の交付・管理に関すること。 |
| 市民局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・県警察本部等との連絡調整に関すること。 ・県警察等における安否情報の収集に関すること。 ・生活関連物資等の価格安定に関すること。 ・火葬業務に関すること。 ・初期間い合わせ窓口の設置・対応に関すること。 ・外国人支援体制に関すること。 |
| 健康福祉局 | 地域包括ケア推進部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への支援等に関すること。 ・災害時要援護者の安全確保等に関すること。 ・遺体の収容、一時保存等に関すること。 ・遺体安置所等における安否情報の収集に関すること。 ・国民保護措置に要した費用の支弁に関すること。 |
| | 生活福祉部 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の安全確保に関すること。 ・災害時要援護者の安全確保等に関すること。 ・生活関連等施設(厚生労働省)の安全確保に関すること。 |
| | 保健衛生部 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護の全体調整に関すること。 ・医療機関等との連絡調整及び医療情報の収集に関すること。 ・救護所の開設及び運営管理に関すること。 ・医薬品等の調達に関すること。 ・赤十字標章等の交付・管理に関すること。 ・生物剤による攻撃への措置(消毒等)に関すること。 ・衛生検査に関すること。 ・応急給水の連絡調整に関すること。 |
| 環境経済局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・民間からの救援物資の受入れに関すること。 ・生活関連物資等の調達及び輸送に関すること。 ・食料の調達及び輸送に関すること。 ・汚染原因に応じた対応に関すること。 |

| 各局等 | 部 | 国民保護措置における主な業務 |
|---|----------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質等の災害予防に関すること。 ・ 災害廃棄物の処理に関すること。 |
| 都市建設局 | まちづくり推進部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 応急仮設住宅の管理に関すること。 ・ 住宅の応急修理の受付に関すること。 |
| | 土木部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制に係る警察署との連絡調整に関すること。 ・ 通行禁止措置の周知に関すること。 ・ 緊急輸送道路の確保に関すること。 ・ 道路、河川、公共下水道等の施設の応急対策に関すること。 |
| 緑区役所 中央区役所 南区役所 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への協力要請に関すること。 ・ 避難誘導に関すること。 ・ 避難所の開設・運営等に関すること。 ・ 在宅避難者の把握に関すること。 ・ 自主防災組織等との連絡調整など連携に関すること。 ・ 安否情報の収集、協力要請、整理に関すること。 ・ 安否情報の照会の受付に関すること。 ・ 災害相談室の設置、運用に関すること。 ・ 退避の指示に伴う措置等に関すること。 ・ 現地調整所の運営に関すること。 |
| 議会局 市選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 農業委員会事務局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会議員等との連絡調整に関すること。 |
| 教育局 | 学校教育部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市立小中学校等の応急対策に関すること。 ・ 施設利用者の避難誘導に関すること。 ・ 児童、生徒の安全確保に関すること。 |
| 消防局 | 消防部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防機関の活動に関すること。 ・ 消防応援部隊の運用に関すること。 ・ 消防警戒区域設定の周知に関すること。 ・ 警報の伝達、周知に関すること。 |

| 各局等 | 部 | 国民保護措置における主な業務 |
|-----|-----|--|
| | | ・消防救急無線の運用に関すること。 |
| | 警防部 | ・避難誘導に関すること。 ・救出・救助活動に関すること。 ・行方不明者等の捜索に関すること。 ・国民保護措置に要した費用の支弁に関すること。 ・特殊標章等の交付・管理に関すること。 |

市対策本部等が設置された場合における各局等の分掌事務などについては、市国民保護計画等で定めをするもののほか、市災害対策本部要綱の例によるものとする。

3 市現地対策本部の設置 《危機管理局・区役所》

市長は、国民保護措置の実施に当たり、地域における総合的な連絡、調整等を的確かつ確実に行う必要があると認めるときは、必要と認めた公共施設等に市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や本部員は、市対策副本部長、本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

4 現地調整所の設置

(1) 現地調整所の設置目的 《危機管理局・市民局・健康福祉局・区役所・消防局》

市長は、武力攻撃等による災害が発生し、国民保護措置が実施される現場において、その被害の軽減及び現地での措置に当たる職員等の安全を確保するため、現地関係機関(市、県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置する。

(2) 現地調整所の設置場所 《危機管理局・区役所・消防局》

事態発生現場において、各現地関係機関は機動的な活動を行うことから、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して設置場所を決定する。

また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げる。

(3) 現地調整所での確認及び調整 《危機管理局・区役所・消防局・関係各局》

各現地関係機関は、各機関の人員や装備等に応じて効果的な活動が行われるよう、次の活動内容の確認及び調整を行う。

ア 原因物質の検知

イ 避難住民の誘導

ウ 消防活動

エ 被災者の救援(医療の提供、被災者の捜索及び救出等)

オ 汚染原因物質の除去又は除染

- カ 警戒区域の設定、交通の規制
- キ 応急の復旧
- ク 広報
- ケ その他必要な事項

(4) 現地調整所での情報共有 《危機管理局・区役所・消防局・関係各局》

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、次の情報を適切に提供する。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有する。

ア 現地関係機関の活動に関する情報

- ・部隊(人員)等の編成状況
- ・作業の進捗状況等

イ 災害に関する情報

- ・攻撃による災害(火災等)の状況
- ・交通に関する情報(道路・線路・橋等の破損状況、交通規制の状況等)
- ・二次災害の状況(危険性に係る情報を含む。)
- ・有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量

ウ 住民に関する情報

- ・被災者の数、負傷者等の状況
- ・住民の避難状況、避難施設の状況
- ・住民の安否に関する情報

エ 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

(5) 市対策本部との連携 《危機管理局》

市対策本部は、収集した情報を現地調整所に伝達するとともに、現地調整所は現地の活動内容等を市対策本部に対して報告する。

図 現地調整所の組織編成例

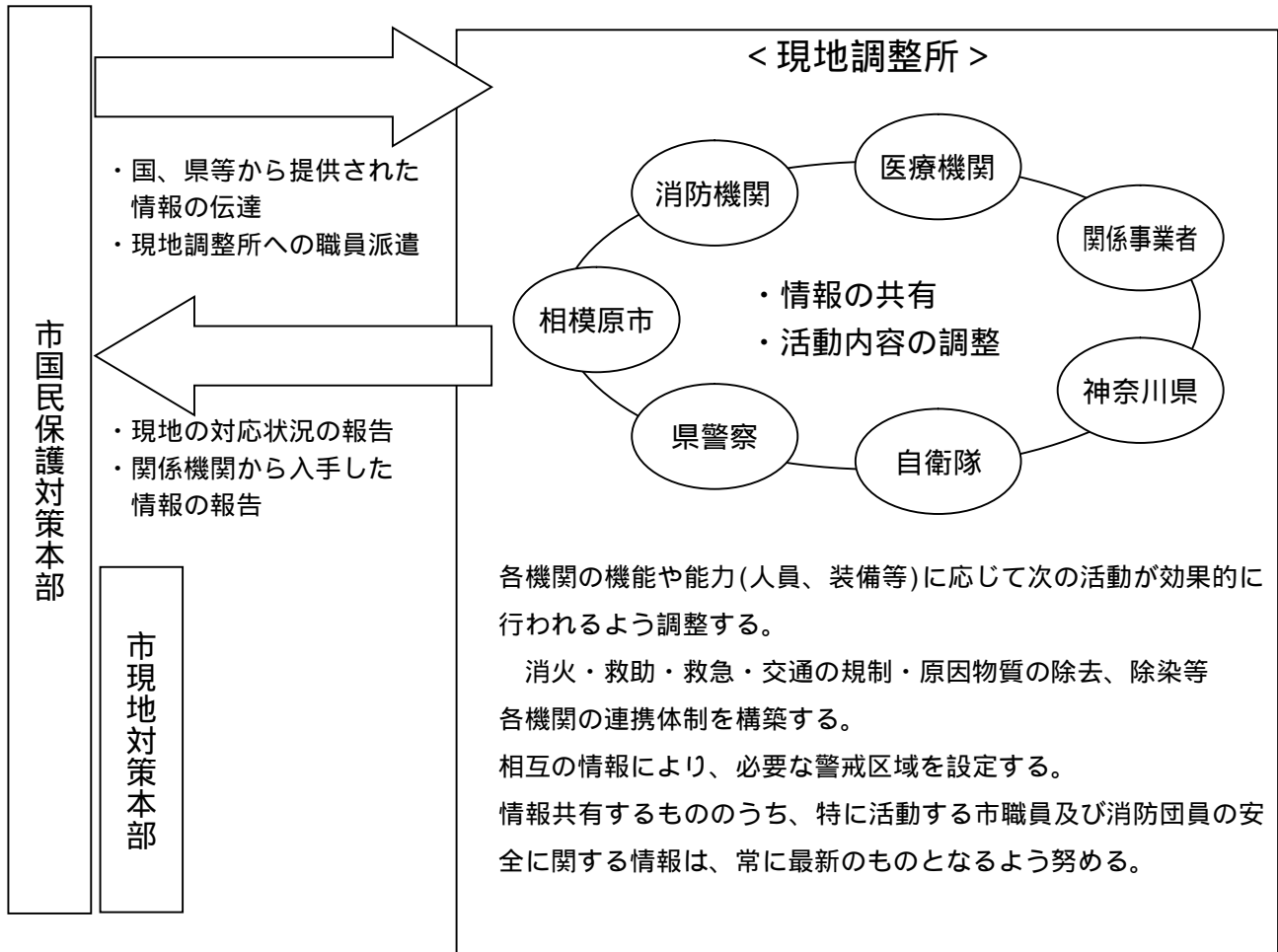
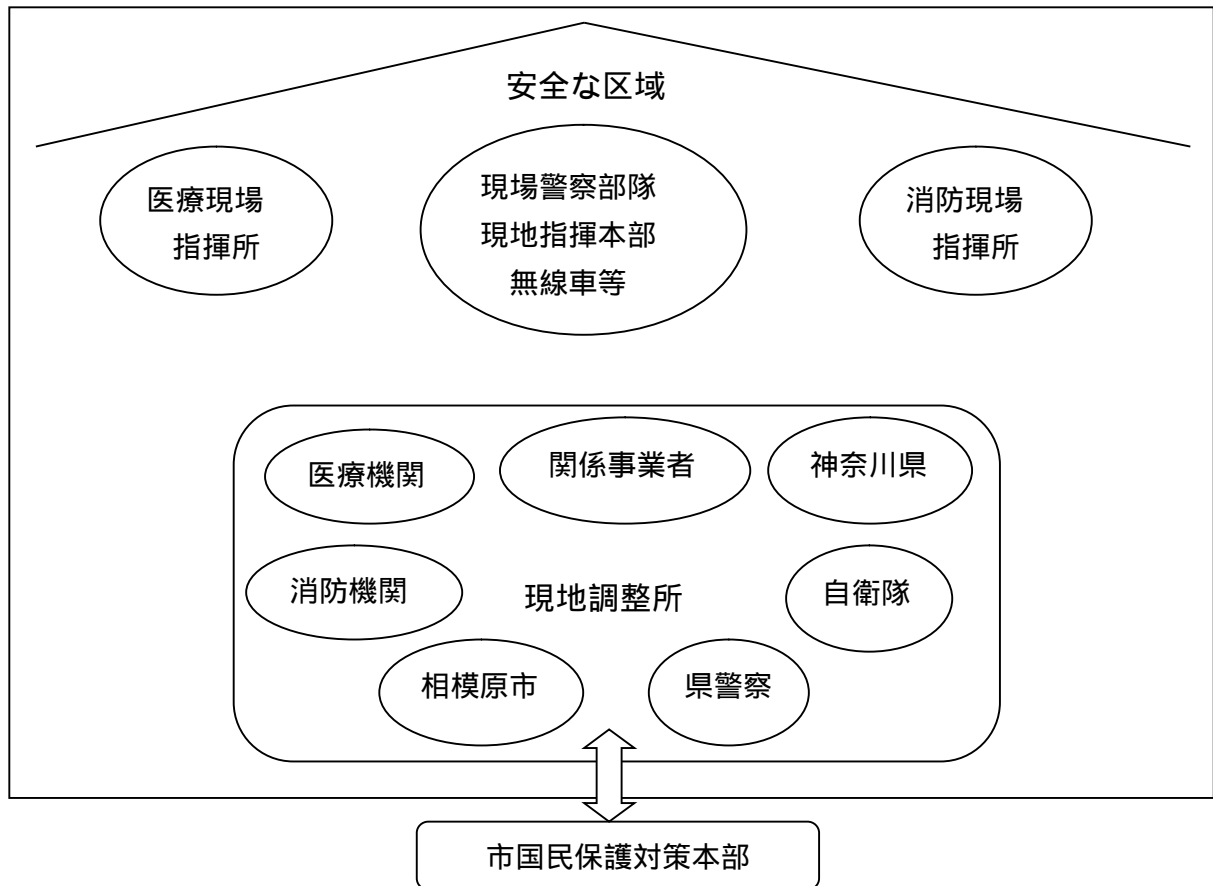


図 現地調整所設置イメージ



5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

《市長公室・危機管理局・関係各局・区役所》

市長は、携帯電話、衛星携帯電話若しくはインターネット、総合行政ネットワーク(LGWAN)、防災行政用同報無線、移動系無線の利用又は臨時回線の設定等により市対策本部と市現地对策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保するように努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

《市長公室・危機管理局・関係各局・区役所》

市長は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業に努める。

(3) 通信輻輳^{ふくそう}により生じる混信等の対策

《危機管理局》

市長は、武力攻撃事態等における通信輻輳^{ふくそう}により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、各関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 国・県の対策本部との連携 《危機管理局》
 - (1) 国・県の対策本部との連携
市長は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。
 - (2) 国・県の現地対策本部との連携
市長は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することなどにより、当該本部と緊密な連携を図る。
また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、現地対策本部の運用を行う。
 - (3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携
市長は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。
- 2 県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 《危機管理局》
 - (1) 県等への措置要請
市長は、当該市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県その他県の執行機関(以下「県等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
 - (2) 県等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置の要請
市長は、当該市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、県等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への応援の要請を行うよう求める。
 - (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請
市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 《危機管理局》

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、陸上自衛隊第4施設群長等を通じて防衛大臣に連絡する。

なお、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求 《危機管理局》

市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

(2) 県への応援の要求 《危機管理局》

市長は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。

(3) 事務の一部の委託 《危機管理局・議会局》

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、次に掲げる事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 市長は、他の地方公共団体に事務の委託を行った場合、アの事項を公示するとともに、知事に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 《総務局》

(1) 市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市長は、(1)の要請を行うときは、知事を通じて行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市が実施する応援等

(1) 他の市町村に対して実施する応援等 《総務局・危機管理局・議会局》

ア 市長は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施する。

イ 市長は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、所定の事項を議会に報告するとともに公示を行い、知事に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して実施する応援等

《総務局・危機管理局》

市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施する。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

《危機管理局・区役所》

市長は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資機材の提供等自主防災組織等に対する必要な支援を行うように努める。

(2) ボランティア活動への支援等

《健康福祉局》

市長は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図るように努める。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

《環境経済局》

市長は、県や関係機関等と連携し、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、避難所等への配送等の体制を整備するように努める。

8 住民への協力要請

《危機管理局・健康福祉局・区役所・消防局》

市長は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援

- ・初期消火、負傷者の搬送、被災者の救出その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市長は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

《危機管理局・区役所・消防局》

市長は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

《市長公室・危機管理局》

ア 市長は、他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 市長は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

《市長公室・危機管理局・市民局・区役所・消防局》

(1) 警報の内容の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として次に掲げる事項により行う。

ア 国が定める「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政用同報無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するとともに、防災メール、SNS等あらゆる手段を活用し、周知を図る。

イ 国が定める「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用同報無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政用同報無線による伝達以外の方法の活用を努める。

(2) 市長は、職員等を指揮し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得るなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への伝達を行うなど、それぞれの特性を生

かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 市長は、警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(4) 市長は、警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、警報の発令と同様の方法で住民及び関係機関に伝達する。この場合において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

3 緊急通報の伝達及び通知 《危機管理局・市民局・区役所・消防局・関係各局》

市長は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、警報の伝達・通知方法に準じて住民や関係機関への緊急通報の伝達等を行う。

第2 避難住民の誘導等

市長は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うことから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

- 1 避難の指示の通知・伝達 《危機管理局・区役所・消防局》
 - (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
 - (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、その内容を住民に伝達し、関係機関に通知する。

2 避難実施要領の策定

- (1) 避難実施要領の策定 《危機管理局》

市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、避難実施要領のパターンを参考に避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、各執行機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するよう柔軟に対応する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

なお、避難実施要領に定める事項は次のとおり

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

- (2) 避難実施要領の策定における考慮事項 《危機管理局・関係各局・区役所》

避難実施要領の策定に際しては、次に掲げる点を考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態

イ 事態の状況の把握

警報の内容や被災情報の分析

特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握

屋内避難、徒歩による移動避難、広域避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送)

オ 輸送手段の確保の調整

県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定

カ 要援護者の避難方法の決定

キ 避難経路や交通規制の調整

具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整

ク 職員の配置

各地域への職員の割当て、現地派遣職員の選定

ケ 関係機関との調整

現地調整所の設置、連絡手段の確保

コ 米軍及び自衛隊の行動と避難経路や避難手段の調整

県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

(3) 在日米軍や自衛隊の施設の周辺における住民の避難等

《危機管理局・都市建設局》

米軍や自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、周辺住民の避難を円滑に行うために必要な道路を避難経路として利用できるよう、知事に対し国の対策本部長に依頼を行うよう要請する。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

《危機管理局・市民局・区役所・消防局》

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を住民及び自治会等に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局長、市内の各警察署長及び陸上自衛隊第4施設群長並びにその他の関係機関に通知する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

《危機管理局・区役所・消防局・関係各局》

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を設置して、誘導の円滑化を図る。職員には避難住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう特殊標章等を携行させる。

(2) 消防機関の活動

《健康福祉局・区役所・消防局》

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導に努める。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

《危機管理局・市民局・都市建設局・区役所・消防局》

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、市内の各警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官等による避難住民の誘導を要請する。

また、市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

《区役所》

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

《環境経済局・区役所》

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時、適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者への配慮

《健康福祉局・こども・若者未来局》

市長は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保に努める。

(7) 残留者等への対応

《危機管理局・区役所》

市長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難

に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等 《市民局・区役所》

市長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮 《健康福祉局》

市長は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、次に掲げる事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知 《都市建設局》

市長は、道路管理者として、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等 《環境経済局・区役所》

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等 《都市建設局・区役所・関係各局》

市長は、避難住民の運送が必要な場合においては、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置 《危機管理局・関係各局・区役所》

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

(14) 大規模な市民の避難 《都市建設局・区役所・消防局》

市長は、多数の市民を避難させる必要が生じた場合、知事からの避難の指示を踏まえ、避難住民の誘導を行う。

(15) 帰宅困難者等への対応 《危機管理局・都市建設局・区役所》

帰宅困難者及び駅前滞留者が多数発生した場合、市長は県及び関係機関と連携を図り、避難施設等の必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や混乱状態の発生

を防止するため広報を行う。

第5章 救援

市長は、避難住民や被災者に対して、関係機関の協力を得て救援に関する措置について主体的に行うことになることから、実施する救援の内容について、次のとおり定める。

1 救援の実施

《関係各局・区役所》

(1) 救援の実施

市長は、知事からの指定都市への通知により、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て救援を行う。

ただし、その事態に照らし緊急を要し、知事を通じて国の対策本部長による救援の指示を待つ時間的な余裕がないと認めるときは、救援の指示を待たずに救援を行う。

(2) 県との情報の共有

市長は、指定都市が県と同様の立場で救援を行うことから、県との間で救援の活動内容について情報の共有を図る。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

《危機管理局・関係各局・区役所》

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、国及び他の都道府県に支援を求めるよう要請する。この場合においては、具体的な支援内容を示して行う。

また、市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(2) 日本赤十字社との連携

《健康福祉局》

市長は、救援又はその応援の実施に関し、必要な事項を日本赤十字社神奈川県支部に委託することができる。この場合においては、災害救助法(昭和22年法律第118号)における実務に準じた手続により委託を行う。

(3) 緊急物資の運送の求め

《環境経済局》

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(4) 国への要請

《危機管理局・関係各局室・区役所》

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、国に対して支援を求める。この場合においては、具体的な支援内容を示して行う。

3 救援の内容

市長は、救援の程度及び基準に基づき次に掲げる救援の措置を行う。

なお、市長は、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し援護を要する者

に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

(1) 収容施設の供与 《 財政局 ・ 危機管理局 ・ 都市建設局 ・ 区役所 》

ア 避難所の供与

市長は、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定し開設する。また、避難所を開設したときは、地域市民に周知するとともに、関係機関に連絡する。

なお、避難所が開設された場合は、避難者・自主防災組織の代表者等で構成する避難所運営協議会を組織し、市職員及び施設管理者の助言を受けながら避難所の管理運営の総合調整を進める。

イ 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

市長は、武力攻撃災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者に対し、応急仮設住宅等を供与し、又は住宅の応急修理を実施する。

応急仮設住宅の建設に当たっては、公有地又は民有地から設置場所を選定するとともに、建設及び建築資材については、関係団体等に協力を要請する。

また、市が管理する公営住宅の空家住宅を積極的に活用するように努める。

(2) 食品・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与 《 健康福祉局 ・ 環境経済局 》

ア 飲料水の供給活動

市長は、緊急遮断弁付受水槽等から飲料水を供給するとともに、神奈川県企業庁の災害用指定配水池(谷ヶ原配水池)から給水車又は給水タンクにより運搬すること等により飲料水を確保し、応急給水を行うとともに、必要に応じ、県に対して自衛隊の派遣による給水等の要請を行うよう求める。

また、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

イ 食品の調達・集積・配分・供給活動

市長は、避難住民等の人数等を把握し、食品の必要量の見積りを行う。

また、備蓄食料及び業界団体等から協力を得て調達した食品を避難住民等に供給するとともに、必要に応じ、知事に対して自衛隊の派遣による炊飯等の要請を行うよう求める。

ウ 生活必需品の給与又は貸与

市長は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行う。

また、備蓄生活必需品及び業界団体等から協力を得て調達した生活必需品を避難住民等に供給するとともに、調達が困難な場合は、県に支援を要請する。

(3) 医療の提供及び助産 《 健康福祉局 》

市長は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の手段を失った者に対して、応急的に医療又は助産を実施する。

ア 救護所の設置

市長は、関係団体の協力を得て、市立小学校等に救護所を設置する。

イ 救護班の編成

市長は、関係団体の協力を得て、傷病者の輸送拠点におけるトリアージ(傷病者の治療優先順位を決定すること)、救護所における救護活動等を行うために地域ごとに救護班を編成する。

(4) 被災者の捜索及び救出 《消防局》

市長は、県警察等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(5) 埋葬及び火葬 《市民局》

市長は、武力攻撃災害により死亡した者のうち、遺族がいない場合又はその遺族が災害による混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合、応急的な措置として市営斎場において埋火葬を実施する。

また、市長は、火葬の終了した遺骨及び遺品を遺族に引き渡す。ただし、遺族がいない場合は、一時保管する。

(6) 電話その他の通信設備の提供 《市長公室》

市長は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話等の利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(7) 学用品の給与 《教育局》

市長は、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を給与する。

(8) 死体の捜索及び遺体の処理 《市民局・健康福祉局・消防局》

ア 死体の捜索

市長は、所轄警察署等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を捜索するとともに、捜索によらずに死体が発見されたときに、死体を発見した者が直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

イ 遺体の処理

市長は、武力攻撃災害時には遺体収容・安置施設を開設し、捜索により収容された遺体をその遺体収容・安置施設へ搬送する。

また、所轄警察署、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

なお、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

市長は、身元の確認ができず所轄警察署から引渡しを受けた遺体については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)及び行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)により処理するものとする。

(9) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

《危機管理局・環境経済局・都市建設局・関係各局・区役所》

市長は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して、その障害物の除去を実施する。

- 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 《健康福祉局・消防局》
- 市長は、核攻撃・武力攻撃原子力災害、放射性物質による攻撃、生物剤による攻撃及び化学剤による攻撃の場合には、それぞれ次の点に留意して医療活動を実施する。
- (1) 核攻撃・武力攻撃原子力災害及び放射性物質による攻撃の場合の医療活動
- ア 医療関係者からなる救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行う場合、国等の支援及び指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。
- イ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。
- (2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動
- ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。
- イ 国からの協力要請に応じて、国等の支援及び指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。
- (3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動
- 国からの協力要請に応じて、国等の支援及び指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

- 5 救援の際の物資の売渡し要請等 《関係各局室・区役所》
- 市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができる。
- (1) 要請等の内容
- ア 物資の売渡し要請等
- ・市長は、救援を行うため必要があるときは、特定物資について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
 - ・市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命令することができる。
 - ・市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行

政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

イ 土地等の使用

市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資(以下「土地等」という。)を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

ウ 医療の実施の要請

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

(2) 公用令書の交付

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地等の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

(3) 立入検査

市長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

市長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市長は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

1 安否情報の収集等

(1) 安否情報の収集 《危機管理局・市民局・健康福祉局・区役所》

市長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、医療機関からの情報収集、警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報については、安否情報省令に規定する安否情報収集様式により情報を収集する。

(2) 安否情報収集の協力要請 《危機管理局》

市長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理 《危機管理局・市民局・健康福祉局・区役所》

市長は、総務省消防庁から安否情報システムの運用開始の通知があった際には、自ら収集した安否情報について、安否情報システムへの入力等を実施するなど、安否情報システムを活用の上、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるよう整理に努める。

2 県に対する報告 《危機管理局》

市長は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の内容に基づき安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報報告書に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などにより報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答 《危機管理局・区役所》

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市長は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として区役所に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をし

ようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証等)を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

(2) 安否情報の回答

ア 市長は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書等により本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書の様式により回答する。

ウ 市長は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

ア 市長は、安否情報は個人情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 市長は、安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、あらかじめ定める安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

《市民局・健康福祉局》

市長は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合においても、個人情報の保護に配慮する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市長は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応及び活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があることから、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

- (1) 武力攻撃災害への対処 《危機管理局・消防局・関係各局室・区役所》
市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。
- (2) 知事への措置要請 《危機管理局》
市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBCR攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。
- (3) 対処に当たる職員の安全の確保 《総務局・危機管理局・関係各局・区役所》
市長は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の貸与等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

- (1) 市長への通報 《消防局・関係各局・区役所》
消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報する。
- (2) 知事への通知 《危機管理局》
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 退避の指示 《危機管理局・区役所・消防局・関係各局》
 - (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。この場合において、その場から移動するよりも屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられる場合は、屋内への退避を指示する。

また、必要により現地調整所を設け、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。
 - (2) 退避の指示に伴う措置等
 - ア 市長は、退避の指示を防災行政用同報無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知する。
 - 退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
 - イ 市長は、知事又は警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。
 - (3) 安全の確保等
 - ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員及び消防団員に二次被害が生じないよう、国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を市職員及び消防団員と共有するほか、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
 - イ 市長は、市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保するほか、地域からの退避方法等の確認を行う。
 - ウ 市長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

- (1) 警戒区域の設定 《危機管理局》

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があ

ると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等 《危機管理局・消防局・関係各局室・区役所》

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所等における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBCR攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するとともに、広報車等を活用して、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対しては、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 市長は、県警察等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事又は警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴う必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保 《危機管理局・消防局・関係各局室・区役所》

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する市職員及び消防団員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等 《関係各局室・区役所》

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

ア 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること
- ・武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるもの(以下「工作物等」という。)の除去その他必要な措置

イ 市長は、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。

ウ 市長は、工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置 《消防局》

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動 《消防局》

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法(昭和22年法律第226号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請 《消防局》

市長は、市域内の消防力では対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の特別応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請 《消防局》

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立 《消防局》

市長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動 《消防局》

市長は、他の被災市町村長から消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

- (7) 医療機関との連携 《健康福祉局・消防局》
市長は、消防機関と共に搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。
- (8) 安全の確保 《危機管理局・消防局》
- ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う消防職団員に対し、二次被害を生じることがないように、国の対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど消防職団員の安全確保のための必要な措置を行う。
- ウ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する消防職団員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 市長及び消防局長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市長は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

《消防局・関係各局室・区役所》

市長は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防局による支援

《消防局》

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

《関係各局室・区役所》

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、市長は、必要に応じ、県警察その他の関係機関に対し、支援を求める。

また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

《危機管理局・消防局》

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

《健康福祉局・消防局》

ア 対象

- ・市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)
- ・毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの又は国民保護法施行令第28

条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの

イ 措置

- ・危険物質等の取扱所等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限(危険物については消防法第12条の3、毒物劇物については国民保護法第103条第3項第1号)
- ・危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限(国民保護法第103条第3項第2号)
- ・危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄(国民保護法第103条第3項第3号)

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況の報告 《消防局・関係各局室・区役所》
市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(2)に掲げた措置を講ずるために必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C R攻撃による災害への対処

市長は、N B C R攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C R攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 応急措置の実施 《危機管理局・区役所・消防局》
市長は、N B C R攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。
また、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関と共に、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。
- 2 国の方針に基づく措置の実施 《危機管理局・関係各局・区役所》
市長は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。
- 3 関係機関との連携 《危機管理局・区役所・消防局・関係各局室》
市長は、N B C R攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防局、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。
その際、必要により現地調整所を設置し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所等から最新の情報を収集し、当該情報を基に県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。
- 4 汚染原因に応じた対応
市長は、N B C R攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、次の点に留意して措置を講ずる。
 - (1) 核物質・放射性物質による攻撃等の場合 《危機管理局・環境経済局・消防局・関係各局・区役所》
市長は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。
また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
 - (2) 生物剤による攻撃の場合 《健康福祉局・環境経済局・消防局・関係各局・区役所》
市長は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染

の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、その要員にワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講じた上で、感染症法の枠組みに従い患者の移送を行うとともに、県警察等と連携して、保健衛生部(保健所)による消毒等の措置を行う。

- (3) 化学剤による攻撃の場合 《環境経済局・消防局・関係各局・区役所》
市長は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

- 5 汚染拡大防止の措置 《関係各局室・区役所》
市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

表 国民保護法第108条第1項に基づく措置

| | 汚染又はその疑いがある対象物件等 | 措 置 |
|-----|------------------|---|
| 第1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、次に掲げる事項を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄 |
| 第2号 | 生活の用に供する水 | 管理者に対し、次に掲げる事項を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止 |
| 第3号 | 死体 | ・移動の制限 ・移動の禁止 |
| 第4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄 |
| 第5号 | 建物 | ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖 |
| 第6号 | 場所 | ・交通の制限 ・交通の遮断 |

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に

掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

表 国民保護法施行令第31条第3項に基づく通知事項

| | |
|-----|---|
| 第1号 | 当該措置を講ずる旨 |
| 第2号 | 当該措置を講ずる理由 |
| 第3号 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所) |
| 第4号 | 当該措置を講ずる時期 |
| 第5号 | 当該措置の内容 |

6 要員の安全の確保

《総務局・危機管理局・区役所・消防局》

市長は、市がNBCR攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなど、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市長は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

被災情報の収集及び報告 《危機管理局・市民局・区役所・消防局・関係各局室》

- (1) 市長は、電話、地域防災無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市長は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防局は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報収集を行う。
- (3) 市長は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市長は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、「火災・災害等即報要領」に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市長は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市長は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策 《健康福祉局・こども・若者未来局》

市長は、避難先地域において、避難住民等の健康維持及び地域の衛生状態を保持するため、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策 《健康福祉局》

市長は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、消毒その他の防疫対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策 《健康福祉局》

市長は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策 《健康福祉局・都市建設局》

ア 市長は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保及び飲料水の衛生確保のための措置並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての情報提供を実施する。

イ 市長は、応急給水の依頼を行うとともに、市営の簡易水道施設の被害状況の把握を行う。

(5) 栄養指導対策 《健康福祉局》

市長は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理 《環境経済局》

市長は、廃棄物の処理を適切に行うとともに、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、必要な措置を講ずる。

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市長は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市長は、地域防災計画の定めに基づいて「相模原市災害廃棄物等処理計画」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市長は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合には、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市長は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安全等、生活基盤等の確保を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

- 1 生活関連物資等の価格安定 《市民局・環境経済局》

市長は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関と協力し、次に掲げる措置を講ずる。

 - (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
 - (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努める。
- 2 避難住民等の生活安定等
 - (1) 被災児童生徒等に対する教育 《教育局》

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について、関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。
 - (2) 公的徴収金の減免等 《財政局・関係各局・区役所》

市長は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税等に関する申告、申請、請求等の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期間の延期並びに市税等(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
 - (3) 就労状況の把握と雇用の確保 《環境経済局》

市長は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力する。
 - (4) 生活再建資金の融資等 《健康福祉局・環境経済局・都市建設局》

市長は、武力攻撃災害により住居、家財、事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等に準じた対応について、関係機関と協力しながら必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 生活基盤等の確保 《財政局・都市建設局・関係各局・区役所》

市長は、河川、道路等の管理者として当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市長は、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(以下「第一追加議定書」という。)において規定される赤十字標章及び身分証明書等(以下「赤十字標章等」という。)、特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義 《危機管理局・健康福祉局・消防局》
第一追加議定書において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、医療行為若しくは国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者若しくはその団体及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定されている赤十字標章等及び特殊標章等

- (1) 赤十字標章等 《健康福祉局》
ア 標章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。)



(白地に赤十字)

イ 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報)

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段

(2) 特殊標章等

《危機管理局・消防局》

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)



(オレンジ色地に青の正三角形)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

(1) 赤十字標章等の交付及び管理

《健康福祉局》

市長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に掲げる医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付し、及び使用させる。

- ・避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ・避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者(上記に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

《危機管理局・消防局》

市長又は消防局長は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次に掲げる職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

ア 市長

- ・市の職員(消防局長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防局長

- ・ 消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者



4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

《危機管理局・健康福祉局・消防局》

市長は、国、県、日本赤十字社神奈川県支部及びその他関係機関と協力しつつ、赤十字標章等及び特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

・医療関係者用の身分証明書のひな型

表面

| | | |
|--|---------------------------------------|---|
|  | (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) |  |
| 身分証明書 IDENTITY CARD | | |
| 常時の 自衛隊の衛生要員等以外の for PERMANENT TEMPORARY civilian medical personnel 臨時の 医療関係者用 | | |
| 氏名/Name | | |
| 生年月日/Date of birth | | |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as | | |
| 交付等の年月日/Date of issue | 証明書番号/No. of card | |
| 許可権者の署名/Signature of issuing authority | | |
| 有効期間の満了日/Date of expiry | | |

裏面

| | | |
|---|----------------------------|-----------|
| 身長/Height | 眼の色/Eyes | 頭髪の色/Hair |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: | | |
| 血液型/Blood type | | |
| 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER | | |
| 印章/Stamp | 所持者の署名/Signature of holder | |

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

・国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

表面

| | | |
|--|---------------------------------------|---|
|  | (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) |  |
| 身分証明書 IDENTITY CARD | | |
| 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel | | |
| 氏名/Name | | |
| 生年月日/Date of birth | | |
| この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as | | |
| 交付等の年月日/Date of issue | 証明書番号/No. of card | |
| 許可権者の署名/Signature of issuing authority | | |
| 有効期間の満了日/Date of expiry | | |
| 有効期間の満了日/Date of expiry | | |

裏面

| | | |
|---|----------------------------|-----------|
| 身長/Height | 眼の色/Eyes | 頭髪の色/Hair |
| その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: | | |
| 血液型/Blood type | | |
| 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER | | |
| 印章/Stamp | 所持者の署名/Signature of holder | |

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市長は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講ずることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

- (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 《財政局・関係各局・区役所》
市長は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
- (2) 通信機器の応急の復旧 《市長公室・危機管理局・消防局・関係各局・区役所》
市長は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、速やかな復旧措置を講ずる。
また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。
- (3) 県に対する支援要請 《危機管理局》
市長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧 《財政局・都市建設局・関係各局・区役所》

- (1) 上下水道施設の応急の復旧
市長は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する上下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 輸送路の確保に関する応急復旧
市長は、武力攻撃災害が発生した場合には、道路等管理する施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市長は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 国における所要の法制の整備等 《関係各局・区役所》
武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市長は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。
- 2 市が管理する施設及び設備の復旧 《財政局・関係各局・区役所》
市長は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。
また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

- 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 《関係各局・区役所》
 - (1) 国に対する負担金の請求方法
市長は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。
 - (2) 関係書類の保管
市長は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。
- 2 損失補償、実費弁償及び損害補償 《健康福祉局・関係各局・区役所》
 - (1) 損失補償
市長は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。
 - (2) 実費弁償
市長は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令に定める基準に従い、その実費を弁償する。
 - (3) 損害補償
市長は、国民保護措置の実施について協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。
また、市長は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。
- 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん 《危機管理局・関係各局・区役所》
市長は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の復歸のための措置の指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって市が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

《危機管理局・関係各局室・区役所》

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市長は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達 《危機管理局・関係各局室・区役所》

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市長は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

用 語 集

この計画で使用する用語等の意味は、次のとおりである。

< あ行 >

| 用語 | 定義等 |
|-----------|---|
| 安否情報 | 避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否に関する情報〔国民保護法第94条第1項〕 |
| 安否情報システム | 武力攻撃やテロなどの事態が発生した際に、被災地住民の安否情報を収集・整理・提供する、総務省消防庁の情報照会システム。平成20年に運用を開始し、大規模な自然災害・事故が発生した際にも、地方自治体の要請に応じて運用される。 |
| 安否情報省令 | 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号) |
| e - ラーニング | パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能 |
| N B C R | Nuclear(核物質)、Biological(生物剤)、Chemical(化学剤)、Radiological(放射性物質)の総称 |

< か行 >

| 用語 | 定義等 |
|------------|---|
| 火災・災害等即報要領 | 火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知) |
| 感染症指定医療機関 | 特定感染症指定医療機関：新感染症やエボラ出血熱などの一類感染症又はコレラなどの二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院 第一種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症の患者の入院 |

| 用語 | 定義等 |
|------------------------------|---|
| | <p>院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院 第二種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院 〔感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条〕</p> |
| 危険物質等 | <p>引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で国民保護法施行令で定めるもの 〔国民保護法第103条第1項、国民保護法施行令第28条〕</p> |
| 基本指針 | <p>国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定) 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの</p> |
| 救援の程度及び基準 | <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号)</p> |
| 九都県市 | <p>埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした九都県市首脳会議の都県市</p> |
| 緊急消防援助隊 | <p>大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設され、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊〔消防組織法第45条〕</p> |
| 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net:エムネット) | <p>国と都道府県・市町村が、行政用専用回線を用いて必要な情報を送受信するシステム</p> |

| 用語 | 定義等 |
|-----------|---|
| 緊急対処事態 | <p>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの〔武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「武力事態対処法」という。)第25条第1項〕</p> |
| 緊急対処保護措置 | <p>緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)</p> <p>【緊急対処事態対処方針】</p> <p>緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針</p> |
| 緊急通報 | <p>武力攻撃災害緊急通報</p> <p>武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるとき、知事が発令するもの〔国民保護法第99条〕</p> |
| 緊急被ばく医療機関 | <p>初期被ばく医療機関：創傷又は熱傷等の合併症の初期治療、汚染・被ばく患者の救急診療等を行う医療機関</p> <p>二次被ばく医療機関：局所又は全身に高線量を被ばくした患者の診療等を行う医療機関</p> <p>ブロックの三次被ばく医療機関：重篤な外部被ばく患者の診療等を行う東日本・西日本で国が選定した医療機関</p> |
| 緊急物資 | <p>避難住民等の救援に必要な物資及び資機材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資機材</p> |
| 国の対策本部 | <p>武力攻撃事態等対策本部</p> |

| 用語 | 定義等 |
|-----------------|---|
| | <p>対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの</p> |
| <p>国の対策本部長</p> | <p>武力攻撃事態等対策本部長(内閣総理大臣)</p> |
| <p>警察官等</p> | <p>警察官又は自衛官</p> |
| <p>県国民保護計画</p> | <p>神奈川県国民保護計画 国民保護法第34条に基づき神奈川県が作成する県の国民の保護に関する計画</p> |
| <p>県対策本部</p> | <p>神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、神奈川県知事が設置するもの</p> |
| <p>県対策本部長</p> | <p>神奈川県国民保護対策本部長(神奈川県知事)</p> |
| <p>国民保護業務計画</p> | <p>国民保護法第36条に基づき指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する計画</p> |
| <p>国民保護計画</p> | <p>政府が定める基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画 国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めたもの 計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、市長は知事と協議することになっている。</p> |
| <p>国民保護措置</p> | <p>国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号</p> |

| 用語 | 定義等 |
|----|--|
| | に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。) 【対処基本方針】 |
| | 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 |

< さ行 >

| 用語 | 定義等 |
|-------------|--|
| 災害医療拠点病院 | 通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携を下に重傷者の医療を行う病院 |
| 市緊急処理事態対策本部 | 相模原市緊急処理事態対策本部 内閣総理大臣から緊急処理事態対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの |
| 市警戒本部 | 事案の覚知等から事態認定又は市対策本部の設置までの段階において市長が設置するもの |
| 市国民保護計画 | 国民保護法第35条に基づき本市が作成する国民の保護に関する計画 |
| 自主防災組織 | 大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織 |
| 市対策本部 | 相模原市国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市長が設置するもの |
| 事態認定 | 政府が定める対処基本方針又は緊急処理事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急処理事態として認定すること。 |

| 用語 | 定義等 |
|----------|--|
| 指定行政機関 | <p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁〔武力事態対処法第2条第4号、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号)第1条〕</p> |
| 指定地方行政機関 | <p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの〔武力事態対処法第2条第5号、武力事態対処法施行令第2条〕</p> |
| 指定公共機関 | <p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの〔武力事態対処法第2条第6号〕</p> |
| 指定地方公共機関 | <p>神奈川県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて神奈川県知事が指定するもの〔国民保護法第2条第2項〕</p> |
| ジュネーヴ諸条約 | <p>1949年のジュネーヴ諸条約(ジュネーヴ4条約)</p> <p>武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜並びにこれらの者の救済にあたる衛生要員、宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした次に掲げる4つの条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 |

| 用語 | 定義等 |
|-----------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕虜の待遇に関する第 3 条約 ・ 文民の保護に関する第 4 条約 |
| 職員参集システム | 災害発生時に、メール配信の機能を利用して、職員の安否を確認するとともに、迅速な防災体制を確立するため、参集の指示を行う市の情報システム |
| 生活関連等施設 | <p>国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの(発電所、駅、空港等)</p> <p>その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所)として、国民保護法施行令第 27 条に規定する施設</p> |
| 全国瞬時警報システム(J-A L E R T : ジェイアラート) | 総務省消防庁から弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を人工衛星を用いて瞬時に送信するシステム |
| 総合行政ネットワーク(L G W A N) | <p>Local Government Wide Area Network</p> <p>地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関 WAN と相互接続しており、国の機関との情報交換にも利用されている。</p> |

< た行 >

| 用語 | 定義等 |
|---------|---|
| 第一追加議定書 | 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)(平成16年条約第12号) |
| ダーティボム | 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾 |

| 用語 | 定義等 |
|--------|--|
| 対処基本方針 | 武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針 |
| 地域防災計画 | 災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等対策などについて定めた計画 |
| 特定物資 | 救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定めるもの)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの〔国民保護法第81条第1項〕 |
| トリアージ | 災害時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。 |

< は行 >

| 用語 | 定義等 |
|--------|---|
| 避難先地域 | 国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)〔国民保護法第52条第2項第2号〕 |
| 避難施設 | 住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、市長があらかじめ指定した施設〔国民保護法第148条第1項〕 |
| 避難住民等 | 避難住民及び武力攻撃災害による被災者〔国民保護法第75条第1項〕 |
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃〔武力事態対処法第2条第1号〕 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的若しくは物的災害〔国民保護法第2条第4項〕 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、 |

| 用語 | 定義等 |
|----------|--|
| | 我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいう。〔武力事態対処法第2条第2号〕 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態の総称〔武力事態対処法第1条〕 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどから見て、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの〔武力事態対処法第2条第3号〕 |

< や行 >

| 用語 | 定義等 |
|-------|---|
| 要援護者 | 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることが特に困難な人を指す。 |
| 要避難地域 | 国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域〔国民保護法第52条第2項第1号〕 |

相模原市国民保護計画

| | | | |
|---|---|-------|----|
| 作 | 成 | 平成19年 | 3月 |
| 変 | 更 | 平成23年 | 6月 |
| 変 | 更 | 平成27年 | 8月 |
| 変 | 更 | 令和4年 | 8月 |

編集発行 相模原市危機管理局危機管理課
〒252-5277
相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042(754)1111(代表)